

第1回 吹田市自然体験交流センター指定管理者候補者選定委員会 議事要旨

- 1 開催日時 令和3年7月15日（木）午後7時から午後8時30分まで
- 2 開催場所 夢つながり未来館（ゆいぴあ）2階 会議室
- 3 選定委員会次第
 - (1) 開会
 - (2) 出席者紹介
 - ア 選定委員会委員の自己紹介
 - イ 事務局職員の自己紹介
 - (3) 委員長及び副委員長の選出について
 - (4) 指定管理者の募集等について
 - ア 指定管理者の募集要項（案）について
 - イ 指定管理者の優先交渉権者の選定方法について
 - ウ 選定に係る日程について
 - エ その他（次回委員会の予定等）
 - (5) 閉会
- 4 出席委員（5名）
 - 川上 光男
 - 渋谷 公次
 - 小野 淳
 - 藤本 里絵
 - 金子 真也
- 5 出席者
 - 木戸 誠（地域教育部部長）
 - 大川 雅博（地域教育部青少年室室長）
 - 小川 壽幸（地域教育部青少年室参事）
 - 前田 隆男（地域教育部青少年室主幹）
 - 釜江 和宏（地域教育部青少年室主任）
 - 村中 亮平（地域教育部青少年室主任）

6 議事録

(1) 開会

- ア 事務局挨拶
- イ 委員の委嘱

(2) 出席者紹介

- ア 選定委員会委員の自己紹介
- イ 事務局職員の自己紹介

(3) 委員長及び副委員長の選出、就任の挨拶

- 委員長 川上委員
- 副委員長 渋谷委員

(4) 指定管理者の募集等について

- ア 指定管理者の募集要項（案）について
事務局より説明

募集要項 P.1 2 5 応募の手続き 指定管理者募集スケジュール

(委員)

募集要項中には、書面・ヒアリング審査について、「10月中旬」と記載されているが、応募者の立場で考えると、具体的な日付を入れた方が良いのではないかと。

(事務局)

今は「10月中旬」としてはいますが、選定委員の都合を確認し、調整した上で日にちを入れさせていただくようにいたします。

募集要項 P.8 4 募集に際しての基本条件 (5) 管理経費等

(委員)

指定管理料は十分な額であるか。前回からの変更内容は。

(事務局)

募集要項中の「指定管理料の額の範囲」は、上限額です。5年前の指定管理料の上限額は、年額82,855,000円、5年間の合計414,275,000円であるが、この時点と比較では消費税や最低賃金が見直しされており、その額も加味して決めています。

この額を示したうえで、前回は提案がありましたので、事務局としては今回も提案はあるものと考えています。

(委員)

コロナ対策にかかる費用については、どのように考えているのか。

(事務局)

今年度までの5年間の運営では、新型コロナウイルス感染症による臨時休館などの影響は想定していませんでした。令和2年度については、市と指定管理者とが協議し、新型コロナウイルス感染症の拡大により、予定どおり開館できなかったために生じた余剰金と、感染拡大によって新たに必要となった対策のための経費を相殺して、最終的に指定管理料の一部を返金いただいています。

具体的には、通常どおりの利用により光熱水費が例年であれば、これくらいかかる。それが臨時休館などで少なくなっている。その光熱水費や主催事業が中止となるなどで生じた余剰金と、当初、想定していませんでしたが、感染拡大防止策として必要となったアルコールや検温器を購入し用意し、感染防止に取り組むなどの支出増の要素と相殺して、余剰金が生じているということで最終的に指定管理料の一部を返していただきました。

今回の指定管理料の中には、新型コロナウイルス感染症のみならず、危機管理対応も含めた額として、この上限額を元に提案いただきたいと考えています。

(委員)

新型コロナウイルス感染症の影響で、主催事業が開催されないことが続くと指定管理料にプラスなのか、マイナスなのか、影響があるように感じました。実際はいかがなものでしょうか。

(事務局)

前年度と今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、中止となった主催事業がたくさんあります。最初から中止となった事業のほかに、2泊3日で募集をし、参加者も確定した後、感染者が増えて、2泊を1泊にし、更に日帰りに変更したが、最終的に中止となった事業もございます。

「主催事業」は、市が実施を求める事業でその経費は指定管理料の中に含まれているため、準備に要した経費は除いた上で、指定管理者と協議した上で返還していただいています。

早い時点で、参加者を募集していますので、いつ緊急事態宣言が解除されるか、想定が出来なかったものですので、定員を減らしたり、宿泊を日帰りにするなど、規模を縮小いただいて、結果として中止となったものもたくさんございました。

募集要項 P.3 3 業務の範囲及び内容 (4) 業務の内容

管理運営基準 P.4 第3 利用者サービスの実施に関する業務基準

(委員)

「主催事業」と「自主事業」があるが、自主事業は必ず行わなければならないのか。行わなくても良いのか。管理運営基準 P.4 で主催事業は、市が実施を要求する事業となっているので、やらないといけないと思うが、自主事業はどうか。

(事務局)

「自主事業」とは、指定管理者が自らの経費を使い、自主的に実施するもので、売り上げや参加費は指定管理者の収益となるものです。事前に市に提案し、承認を得る必要があります。

自主事業の中には、物の販売、自動販売機の設置以外にも、キャンプなどのイベントの企画・実施は可能ですが、施設を押さえて利用することになりますので、たくさん自主事業としてのキャンプをするとなると、他の利用者の妨げになってしまう恐れもありますので、そのあたりは評価いただきたいと思います。

物品販売も自販機の設置も全く提案しないという団体からの応募があるかどうか、わかりませんが、主催事業以外のキャンプなどの自主事業については、どういうものを、どれくらいの頻度で行うか、その辺りを評価いただけたらと思います。

(委員)

自主事業は「0」でもいいんですね。

(事務局)

はい、そうです。

(委員)

自主事業と主催事業の区別は。主催事業は市の主催ということですか。

(事務局)

「主催事業」とは、市が実施を要求する事業で、その経費は指定管理料の中で執行するものです。実施にあたっては、施設の特徴を生かして現在、実施されている事業を参考に提案いただくこととしています。委員がおっしゃる通り、市がしていただきたいと思う事業を指定管理者に委ねるというものです。

「自主事業」は、指定管理者自らが自らの経費を投じて主体的にやっていただく事業です。その中には物品販売などのほか、指定管理者が独自に企画するキャンプを実施いただくことも可能です。

管理運営基準 P.4 には、「ア 管理業務の実施を妨げない範囲において条例の趣旨に基づき提案すること。」とし、自然体験交流センターの趣旨にそぐわないものは求めていません。

また、「自主事業の実施に際しては、事前に市へ事業計画を提出し、承認されたものについてのみ実施することができる」としています。事前に市へ「こういう自主事業をします。」と提案いただいて、市が認めたもののみ実施できるというようになっています。

募集要項 P.8 4 募集に際しての基本条件 (5) 管理経費等

(委員)

管理経費について、現状では、コロナ対策による経費が必要となっている。利用者が入れ替わったときに消毒に時間と経費を要する。指定管理料は、前回の公募の額と比較すると、増額にはなっているが、賄えきれぬのか。新型コロナウイルス感染症の流行は何年先まで続くかわからないが、その辺りが気になるところです。指定管理者の職員だけで厳しければ業者への委託も必要なのかなとも思います。

(事務局)

指定管理料については、通常の運営に要する金額としてその上限額をお示ししています。

先程も申し上げましたとおり、コロナの影響が今後も続き、緊急事態宣言などで臨時休館となれば、通常運営していたら必要となる電気代などの光熱水費に余剰が生じるものと考えます。しかし、一方で消毒業務やアルコールなど、コロナ対策の経費が色々必要となる。それらを相殺して、指定管理料の中で運営していただくということになるものと思います。

なお、リスク分担では、「不可抗力」による管理運営の中断は、市と指定管理者との甲乙協議事項となっており、コロナ対応に要する経費が臨時休館などで生じた余剰金と相殺しても不足し、指定管理料の額を超えるような場合は、甲乙協議になってくると思います。

募集要項 P.16 7 指定管理者の選定 (3) プレゼンテーションの実施

(委員)

プレゼンテーションは事業者から提出のあった提案書だけを資料として説明を求めるのか。提案書に加えて、パワーポイントでの説明は可能か。

(事務局)

事務局の案としては、パワーポイントの利用は想定していないものである。過去2回の公募の際のプレゼンテーションでも採用していません。

ただし、絶対だめだという市の統一ルールはないので、委員で検討いただきたい。

(委員)

パワーポイントを使うと、上手なところと下手なところの差は出るでしょうね。

(事務局)

パワーポイントを使ったプレゼンテーションを専門に引き受ける事業者があり、実際に運営を行う指定管理者以外の者にプレゼンテーションをさせるとも聞きます。

どちらがよいかは、実際に評価する委員で協議し、決めていただけたらと思います。

(委員)

他の施設の指定管理者の選定ではどうか。

(事務局)

色々です。他の施設の指定管理者の募集要項では、パワーポイントによるプレゼンテーションを認めた上で、例えば事業者の社員以外の者がプレゼンテーションをすることを禁止するなどの制限をつけているところがあります。

説明時間は平等に配分しています。

(委員)

紙ベースでお願いして、プレゼンテーションと内容にあまり差があってもいけないと思うので、どちらがよいと思われませんか。

(委員)

提案書の提出は紙として、当日のプレゼンテーションでパワーポイントを使用するのはありとしてはどうでしょうか。

(事務局)

プレゼンテーションでパワーポイントを使って行うことを認めて事業者を公募している施設については、募集要項の中でどのような制約を設けているのか、参考に検討し、センターの募集要項に記載することとします。

(委員)

映像を見ながらのほうがわかりやすいと思います。

(委員)

基本は紙で提出していただいて、説明はパワーポイントも可能とする方法でどうですか。

(事務局)

他でプレゼンテーションをパワーポイントで行っているところを参考にさせていただき

ます。事務局で案を作り、委員長と相談の上で決めさせていただきます。決まりましたら、委員の皆様へ報告させていただきます。それでよろしいでしょうか。

(委員)

はい。他はよろしいでしょうか。

(委員)

特には意見ございません。

(委員)

提案内容は、紙資料で提出していただき、選定のプレゼンテーションは、パワーポイント利用を可能とする。

また、第2回選定委員会の日程は、募集要項に入れていただく。

以上、よろしいでしょうか。

(各委員)

～ 異議なし ～

イ 指定管理者の優先交渉権者の選定方法について
事務局より説明

(委員)

点数については、各委員で算出しなければならないのか。

(事務局)

各委員の評価結果を事務局で Excel 等に入力させていただきます、算出させていただきます。

(委員)

各委員で評価をつけるが、自分で計算しないと何点になるかというのは最後までわからないのか。

(事務局)

各委員が評価した採点表を回収し、事務局で計算させていただく。計算後、採点表をもう一度各委員にお返しする。委員は、その際、自分のつけた採点結果を点検いただき、一位の団体の点数が一番高い得点となっているかを点検いただき、了解を得てから集計表でまとめるよう

にする。

また、指定管理者候補者を決める際には、委員が採点した点数を応募のあった団体ごとに5人分、合計して得票点数が一番多い団体が候補者となるということではなく、各々の委員さんの中で過半数が1位を付けた団体が選ばれるという方法です。

各々の委員の中でイメージしていた団体が1位になっていて、次が2位となっているかは点数を出してみないとわからないので、集計をまとめる前に一旦お返しします。順位が自分の思ったとおりとなっているかどうか確認していただいて、その上で集計表に入れるような形でさせていただきたいと思います。

(委員)

全体の決め方については、御異議ございませんか。

(各委員)

はい。

(委員)

では事務局の提案どおりでお願いいたします。

次に点数の配分について提案がありましたけど、内容と配分の仕方、それについて御意見、御質問ありましたらお願いいたします。

(委員)

特にございません。この5年間で起こった地震や台風の被害、そして新型コロナウイルス感染症など、安全対策、災害対策について重視した配点となっているというのは、今の時代にふさわしいんじゃないかと思いました。

(委員)

皆様から特に御異議ございませんでしたので、審査項目及び配点も提案通りで決定したいと思います。

ウ 選定に係る日程について

(事務局)

第2回の選定委員会では、書面・ヒアリング審査を行います。日程につきましては、事前に提出していただいた内容で調整の結果、候補日のうち、10月13日(水)と10月15日(金)の2日間が全ての委員の方が出席できると返事をいただきました。皆様、御協力いただきまして、ありがとうございました。日程については事務局から改めて決定次第、速やかにお知らせ

をさせていただきます。それまでは10月13日（水）と10月15日（金）の午後1時から予定を空けておいてください。応募団体が多い場合は時間前後する場合がありますので、御了承ください。この日程については、先ほど委員長からのご意見がありましたように、募集要項に反映させて、ホームページに掲載させていただきます。

→会議終了後、第2回の選定委員会は、10月15日（金）に決定。

エ その他（次回委員会の予定等）

（事務局）

本選定委員会につきましては、事業者を選定するという事で、秘密会とさせていただきます。自然体験交流センター条例の第12条の第7項におきましても、「委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。」と定めておきまして、逆に本件の応募に関しては、選定委員や吹田市職員に事業者が直接又は第三者を通しての接触をしない。」ということについて誓約書を提出させる方法を取っています。委員の皆様も御留意いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

最後に、本日、委員の皆様からいただきました意見等について、もう一度事務局で検討させていただきます。募集要項に反映させていきたいと思っています。

7月26日から募集要項を配布、公表するという事で、それまでに募集要項を再度、点検しまして、例えば誤字脱字がないか、わかりにくいところがないかということも点検していきたいと思っています。

その際、文言の整理とか、誤字脱字とかが見つかったときや、文章の表現は変わるけども、趣旨は変わらないなどの軽微な修正、変更につきましては、もし見つかりましたら、委員長と事務局で決めさせていただきます。皆様へ報告ということで対応させていただきます。よろしいでしょうか。

また、委員の皆様にも本日早口で要点のみ説明させていただきましたので、なかなか隅から隅まで目を通すということは難しいかと思いますが、もし委員の皆様も気づかれた点がございましたら、26日の公表前でしたら修正等、私どもも対応させていただきますので、連絡いただけたらありがたいと思います。

以上です。

（5）閉会

（委員）

以上をもちまして、本日の選定委員会は終了といたします。

委員各位におかれましては、長時間にわたり議事進行に御協力をいただきまして、ありがとうございました。

以上